

## 埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度運用規程

(目的)

第1条 この規程は、「埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度」に関し必要な事項を定めることにより、埼玉県内の消費者に空き家管理サービス事業者の情報提供を行い、その事業者選びに資するとともに、併せて、空き家管理サービス事業者の知識及び技術の向上を図り、埼玉県内の空き家の適正な管理サービスの普及促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語はそれぞれ次の意味に用いる。

- (1)「本制度」とは、「埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度」のことをいう。
- (2)「本会」とは、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会をいう。
- (3)「会員」とは、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会の正会員をいう。
- (4)「全宅管理会員」とは、一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会の会員をいう。
- (5)「登録事業者」とは、本制度に基づき、空き家管理サービスを行う会員のことをいう。

(研修会)

第3条 本会は、原則として、1年に一度、登録事業者の知識・技術向上のため、「空き家管理に関する研修会」を開催する。

(登録事業者)

第4条 本制度に登録することができる者は、前条の研修会を受講している会員とする。

(登録手続)

第5条 登録を受けようとする会員は、埼玉県空き家管理サービス事業者登録申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を会長に提出するものとする。

(登録の実施)

第6条 会長は、前条の登録の申請があったときは、その内容を確認の上、その登録をするものとする。

2 会長は、前項の登録をするときは、埼玉県空き家管理サービス事業者登録決定通知書(様式第2号)により、当該会員に通知するものとする。

3 会長は、登録を却下するときは、埼玉県空き家管理サービス事業者登録却下通知書(様式第3号)により当該会員に通知するものとする。

(本制度に係る登録料等)

第7条 本制度に係る登録料等の費用は次の通りとする。

- (1)登録料 無料とする。
- (2)講習会費用 受講者負担とする。

(ホームページ上での情報開示項目)

第8条 本会は開設したホームページ上で、登録事業者に係る以下の情報を開示する。

- ① 商号・名称
- ② 代表者氏名
- ③ 事務所所在地
- ④ 宅建業免許番号
- ⑤ 電話番号

- ⑥ F A X 番号
- ⑦ Eメールアドレス
- ⑧ ホームページアドレス
- ⑨ サービスプランと料金
- ⑩ オプションの内容と料金
- ⑪ 営業エリア
- ⑫ 営業時間
- ⑬ 定休日
- ⑭ 組織体制（従業員数、種類別資格者数：宅地建物取引士、賃貸不動産経営管理士）
- ⑮ 講習受講履歴
- ⑯ 自社P R（一言コメント：200字以内）

（登録内容の変更、及び廃止）

第9条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたとき、又はサービスを廃止するときは、速やかに埼玉県空き家管理サービス事業者登録変更・廃止届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 会長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 本会会員でなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 免許権者から宅地建物取引業免許の取り消し処分を受けたとき。
- (4) 本制度の意義を著しく毀損し、他の登録事業者へ損害を及ぼすと判断したとき。
- (5) サービスの提供にあたり政治活動、宗教活動又は公益を害する活動をしたとき。
- (6) その他取消しすべき正当な事由があると会長が認めたとき。

2 会長は、前項の規定により登録を取り消したときは、埼玉県空き家管理サービス事業者登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（業務処理の原則及び提供サービスの種類）

第11条 登録事業者は、次に掲げる空き家管理サービスを適正に行うものとする。

- (1) 建物外観と敷地の点検
- (2) 敷地内の清掃管理
- (3) 住戸内の管理、通風、通水、封水
- (4) その他空き家等の適切な管理に関すること

2 登録事業者は、原則として、依頼主との空き家管理サービスの契約には、本会が定める標準「空き家管理業務委託契約書」を使用するものとする。

（報告）

第12条 登録事業者は、依頼主との間で空き家管理サービス契約締結の有無にかかわらず、毎年年度末に業務処理状況について埼玉県空き家管理サービス契約締結状況報告書（様式第6号）により、4月10日までに会長へ報告しなければならない。

（登録事業者の研修受講）

第13条 登録事業者は、第3条の研修会を、原則として毎年受講し、知識と技術の研鑽

に努めるものとする。ただし、全宅管理会員である登録事業者の場合は、3年に1回以上、この研修会を受講すればよいものとする。

(登録業者の責務)

第14条 登録事業者は個々に独立した事業主体であり、その事業活動はすべて自らの責任において行うものとし、次の項目を遵守する。

- (1) 依頼主の期待に応え、空き家管理サービスを適正に実施するよう努める。
- (2) 依頼主が適切な選択と判断ができるよう、常に正確な情報の提供に努める。
- (3) 依頼主にとってよき相談者となり、クレーム等に対して誠実な対応に努める。
- (4) 関係法令の遵守に努める。

(登録制度の利用)

第15条 本制度の利用は以下の通りとする。

- (1) 本制度は情報公開を趣旨としたものであり、登録事業者の信頼性を担保するものではないため、そのような誤解を与える広告や営業表現等を行ってはならない。
- (2) 本制度による地位・権利を第三者に譲渡・転貸、もしくは担保化してはならない。
- (3) 登録事業者であることを表記する場合には本制度のホームページアドレスを並列して記載することとする。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定めることができる。

(雑則)

第17条 この規程の改廃は、情報・業務支援委員会の決議による。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

・令和5年7月25日一部改正（表題、第1条、第2条第1号、第5条、第6条第2項、第3項、第9条、第10条第2項、第12条）